

---

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第7、議案第42号 松崎町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第42号 松崎町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細は担当課長から申し上げます。

（健康福祉課長 新田徳彦君 提案理由説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

○6番（渡辺文彦君） 改定に伴って、1段階から3段階までの料金の改定が示されているわけけれども、この表で見ると、第2段階の方の軽減率が完全実施の場合、だいぶ軽減されてくるわけだけれどね。第3段階の方は割と恩恵がないのかなという表の数字なんだけれども、ここに当てはまる町民・・・1段階から3段階、対象になる方々はどれくらいあるのか、お伺いしたいんですけど。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 第1段階から第3段階までの対象人数、というようなご質問でございますが、第1段階の方におかれましては451名、第2段階の方におかれましては340名、第3段階の方におかれましては290名ということになっております。

○6番（渡辺文彦君） この第2段階の方なんだけれども、現行が4万6800円、完全実施で3万1200円で1万5600円くらい下がってくるわけだけれども、他に比べてここだけ割引率が高いんだけれども、根拠はなんだろう。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 詳しい根拠まではちょっと申し上げられないんですが、第1段階は現行0.45です。これは先ほど申し上げましたように、もともとは0.5となっております。改正の趣旨のところにもありますが、平成27年4月からですね一部軽減の方が先に実施されておりますので・・・ですから本来は0.5のところのものが0.45になったということで、ここで他の段階との格差が広がったのかなとは思っております。

この辺の率につきましては、これは私どもの方で決めたものではなくて、国の方で決めたあれだものですから、どういう割合で決めたかというのはちょっとご回答申しかねます。

○議長（藤井 要君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と叫ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第42号 松崎町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長（藤井 要君） 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

---